

当地を訪問される旅行者の皆様へ

平成25年5月28日  
在サンクトペテルブルク日本国総領事館

安全上のお知らせ  
(ホテルでの滞在登録に関するトラブルについて)

当地の観光シーズンの到来に伴い、日本人観光旅行者が盗難等のトラブルに遭うケースが多発していますが、当地での宿泊手続きの際の滞在登録に関してトラブルが生じるケースも発生しています。

ロシア国内には滞在登録制度があり、外国人旅行者がホテルに滞在する場合、ホテルで滞在登録をすることとなります。通常、チェックイン時にホテル側が日本国旅券、査証（ビザ）、出入国カード（到着通知書）のコピーを取り、ロシア入管当局（ロシア連邦移住庁）に滞在登録手続きを行います。このロシア入管当局への滞在登録には、罰則が無いため、一部のユースホステル等の安価な宿泊施設では違法にも関わらず、ロシア入管当局に滞在登録を行わず、その結果、トラブルとなるケースが散見されます。

滞在登録を行わなくとも警察に逮捕・勾留されたり、出国審査の際に問題となることはありませんが、日本国旅券の盗難被害又は紛失した場合、滞在登録の記録が無いと出国のために必要な査証がロシア入管当局から発給されないため、ロシアから出国に問題が生じます。

また、一部の悪質な宿泊施設では、ホテル側から、滞在登録に必要だとして、宿泊費より高額な手数料を要求され、旅行者がこれに抗議したところ、「ロシアの刑務所は怖いぞ」等とあたかも旅行者に違法行為の責任があるかのように言われ、支払いを迫られるケースも発生しています。（手数料の要求は民事上の問題となりますので、通常、警察は介入することはありません。）

このため、旅行者が宿泊先を選ぶに当たっては、十分に注意をしていただくことが重要となります。また、最近ではインターネット上で安価なホテルやユースホステルを検索することができ、比較的容易に予約が可能となりましたが、安価な宿泊施設の中には上記のような手口で、不当な要求をする悪質な宿泊施設も存在していますので、そのリスクをご理解の上、十分に注意していただき、当地への渡航を準備していただくようお願いいたします。